

加西町自治会規約（例）

（名 称）

第1条 この会は、加西町自治会という。

（区 域）

第2条 この会は、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

（事務所の所在地）

第3条 この会は、事務所を加西市北条町横尾514番地に置く。

（目 的）

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（事 業）

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。
- (4) 会員の福利厚生に関する事。
- (5) 集会施設の管理運営に関する事。
- (6) その他目的を達成するために必要な事。

（会 員）

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

（会 費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(入 会)

第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

3 第1項及び前項第1号の場合において、賛助会員となることを妨げるものではない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(役 員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 名

(3) 会 計 名

(4) 協議員 名

(5) 監 事 名

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会における選挙による。

(役員は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選任する。)

ただし、協議員にあつては、別に定めるところにより、各隣保において選任する。)

2 監事以外の役職に、女性を原則2名以上登用する。

3 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 協議員は、この会の事業執行を推進する。

5 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第14条 この会の役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、会計及び協議員をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。

- (4) 役員を選任及び解任に関する事。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は、会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は会長が招集する。

- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しな

なければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議 長)

第 2 2 条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 2 3 条 会議は、総会においては総会員の 2 分の 1 以上、役員会においては、役員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 2 4 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第 2 5 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 6 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は役員の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(6) 別に定める財産目録記載の資産

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 前条第1項第6号に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後1カ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の意見を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(書類及び帳簿等の備え付け)

第35条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(委 任)

第36条 この規約の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。